

## 第6回安全基準・検査WG（議事概要）

日時：令和7年5月22日（月）10：00～12：00

場所：合同庁舎3号館9F第5会議室

出席委員：清水座長、村井委員、三輪委員、渡部委員、田村委員、土田委員、間島委員、巢籠委員、中村委員、四方委員、平尾委員、飯島委員、尾形委員、山田委員、村田委員、小倉委員、荻野委員代理

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

### <議題1. 自動運航船の安全基準について>

- ・船員の習熟・訓練について、ある自動運航船に乗船していた船員が他の自動運航船に乗船する場合、訓練を再受講する必要があるのか、共通の訓練を実施したものとして扱うことができるのか明確にしていきたい。
- 事務局より、今後自動運航システムの共通化が進んだ際に検討する旨説明。
- ・51.1.16(b)について、資料1-1の説明と資料1-2の文言で表記の揺れ（「合意」と「同意」）があるが、同じ意図か。
- 事務局より、同じ意図であり、最終化するまでに表現を整理する旨説明。
- ・51.1.16(b)は、当該資料について、「船舶の運航の責任を引受ける者（船舶運航管理、保守管理、船員管理に関わる者）が同意したものであること」を要求しているが、必ずしも安全管理規程において定める必要があるものではないという理解でよいか。
- 事務局より、当該資料の内容について船舶の運航の責任を引受ける者が合意し、責任の所在が明確になっていることを示すことが重要であり、それをどこで定めるかは限定しない旨説明。
- ・小型船舶に自動運航システムを導入する際も、通常の貨物船と同様の基準が適用されるのか。
- 事務局より、小型船舶であっても適用される機能要件は同様であるが、リスクアセスメントにおいては、船種・大きさの違い等も考慮した上で評価されることとなる旨説明。

### <議題2. 自動運航船の検査方法について>

- ・衝突・座礁回避機能の評価を実施する専門家の資格要件について、操船経験は航海当直でも認められるのか。
- 事務局より、操船経験の具体的な内容は問わない旨説明。
- ・経路の実行・監視機能の試験における離着棧パターンの検討について、くし形棧橋や岸壁の場合に前進運動ができない状況等を想定すべきではないか。
- 事務局より、あくまで経路の実行・監視機能の試験は、経路通りに船舶を制御できるかという観点で見ており、現状必要なパターンは考慮されている旨説明。

- ・離着棧操船は左右が逆になれば動きが変わるので、右舷側と左舷側の両方の動きを考慮して試験を実施する必要があるのではないか。
- 事務局より、図はあくまで操船パターンを示しているものであり、片方だけ試験すれば良いということではなく、逆方向への操船パターンも試験する必要がある旨説明。

以上